

## 業務委託設計書に添付する特記事項

### 1 業務箇所

路河川名	市町村名	箇所名
佐久管内一円	—	佐久建設管内一円

### 2 業務内容

	延長等 業務内容	別添図の有無
保守点検業務	水防情報システム保守点検 1式 土砂災害監視施設保守点検 1式	あり

### 3 業務期間

令和5年4月1日 から 令和8年3月31日

### 4 成果品

本業務は電子納品の対象とします。

点検業務	電子成果品2部（正副） 別添電子納品・情報共有特記仕様書を参照のこと。
------	--

### 5 業務委託をするにあたっての条件等

項目	内容	備考
	別添特記仕様書のとおり	

### 6 積算および歩掛

本業務に係る委託費の積算は、国土交通省「電気通信施設点検業務積算基準（案）（令和3年12月）」及び「電気通信施設点検（保守）業務積算基準の運用（案）（令和2年11月）」、「簡易水位計点検基準（案）及び点検業務積算基準（案）（平成28年3月）」による。

技術管理には報告書作成費を含んでおり、報告書は電子媒体とする。

旅費交通費の積算に用いる運転距離は変更対象としない。

見積り等による資材単価については、別紙-1のとおり。

### 7 長野県が定めた共通仕様書および特記事項を熟読し、疑義がある場合は入札前（予め指定された期日まで）に質問書を提出してください。なお、回答はホームページに掲載されます。



令和5年度

県単水防管理事業・砂防管理事業に伴う保守点検業務

管内一円

特記仕様書

令和5年4月

長野県 佐久建設事務所

## 第1章 総則

### 1 適用範囲

この特記仕様書は、長野県佐久建設事務所が発注する、「令和5年度 県単水防管理事業・県単砂防管理事業に伴う保守点検業務 佐久管内一円 佐久建設管内一円」に適用する。

### 2 業務の管理

受注者は、契約書、設計図書、共通仕様書、本特記仕様書、業務打合せ簿および関係法規等を尊重し、所長（長野県建設工事事務処理規定第29条により所長の指定する職員（以下、監督員という））の指示を受け正確に履行しなければならない。

### 3 業務の目的

本業務は、佐久建設事務所が管理する水防系・砂防系の監視局、中継局、雨量観測局、水位観測局、簡易水位観測所が年間を通じて正常かつ円滑に稼働できるよう、その機能の維持と必要により補修を行うことを目的とする。

### 4 業務の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

### 5 法令等の遵守

本業務の実施にあたり、受注者は関係する法令・条例・規則等を遵守すること。また、資格等（資格、検定、認定等）を必要とする作業は、当該有資格者に実施させること。

### 6 基本事項

- (1) 業務遂行において疑義が生じた場合または本特記仕様書に明示されていない事項、その他詳細な事項を確認した場合は、速やかに監督員と協議の上、その指示を受けること。また、協議を実施した際には、その都度協議記録簿を提出すること。
- (2) 受注者は、本業務遂行中に知り得た内容を他人に漏らしてはならない。
- (3) 成果品は全て発注者の所有とし、発注者の承諾を得ずに他に公表、貸与または使用してはならない。
- (4) 本業務の実施に先立ち、受注者は契約締結後速やかに作業計画書を作成し、監督員に提出し承認を得ること。また、作業計画を変更する必要がある場合は、その都度監督員に文書をもって協議し、了解を得ること。
- (5) 現場作業に伴う公害の防止については、常に安全の確保に細心の注意を払い、労働安全衛生法等の諸規定を遵守し、作業者の人身災害等の防止に努めることはもちろんのこと、第三者に災害等を及ぼしてはならない。なお、万が一災害等が発生した場合は速やかに適切な処置を施すとともに発注者に報告すること。

- (6) 現場作業等のため、第三者の土地に立入りまたは一般交通に支障を及ぼす等の第三者に損害を与える恐れのある時は、受注者はあらかじめ発注者と詳細にわたって打合せを行うものとする。また、発注者の承諾なくして第三者に損害を与えた場合は、受注者の責において解決するものとする。

## 7 貸与資料

過年度点検成果および必要な資料は貸与するものとする。受注者は貸与を希望する資料についてとりまとめ、監督員へ通知すること。資料の貸与を受けるときは、借用書（任意様式）を作成し提出すること。また、貸与された資料等は使用后又は業務完了時に速やかに返納すること。

## 8 報告書

報告書については、以下の内容を取りまとめること。

- ・点検業務報告書（点検結果概要書、点検調書、写真、その他必要な書類）
- ・保守業務報告書（作業概要書、作業結果、写真、その他必要な書類）
- ・業務打合せ簿、協議書等
- ・その他関係する書類等

## 9 留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、天候等を確認し降雨時の雨量観測が確実にできるよう作業日を選定すること。また、夜間・休日等に作業を行う場合は、事前に発注者に連絡を行うこと。
- (2) 本業務で点検する観測所のデータについては、河川砂防情報ステーションにより一般公表されるとともに、関係市町村・県・国機関等の防災業務などに利用されている。このため、欠測や異常データの送信などが発生しないよう十分注意すること。
- (3) 本業務における点検業務には軽微な修理・部品等の交換（概ね1万円以内）を含むものとする。また、その範囲を超えるものについては保守業務とし、受注者は修理に必要な特記仕様書（単価見積りを含む）を作成し提出すること。
- (4) 本業務実施中に機器・設備等に異常や故障等を確認した場合は、速やかに発注者に連絡の上、その指示に従うこと。また、受注者は履行期間中における自然災害や偶発的な故障などにより緊急対応を求められた場合は、速やかに対応するものとする。なお、これに係る費用については、別途協議による。
- (5) 履行期間中に発生した不調または故障等で、明らかに保守点検に起因すると認められるものについては、受注者の責において速やかに復旧すること。
- (6) 定期点検や保守業務、緊急対応等を行った際には、その都度実施内容やその結果を取りまとめ、発注者に報告し確認・了承を得ること。
- (7) 本業務に必要な計測機器、部品、工具等は、受注者で準備するものとする。
- (8) 特に予備品が必要と認められる部品については、報告書にて見積書と合わせて提案すること。

## 第2章 水防情報システム保守点検

### 1 業務の箇所

本業務の点検対象とする箇所は以下のとおり。

監視局	佐久建設事務所	佐久市臼田（佐久建設事務所内）
	佐久北部事務所	佐久市跡部（佐久合同庁舎内）
中継局	八千穂中継所	佐久穂町穂積
	北蓼科中継所	佐久市前山
雨量観測局	稲子湯観測所	小海町稲子
	川上観測所	川上村御所平
	南相木観測所	南相木村
	北御牧観測所	東御市大日向
	春日観測所	佐久市春日
	初谷観測所	佐久市内山
水位観測局	樋沢観測所	川上村御所平
	下越観測所	佐久市臼田
簡易水位観測局	鼻顔橋観測所	佐久市岩村田
	松井橋観測所	佐久市内山

### 2 保守点検業務

各箇所における点検内容は次のとおり。点検基準は、国土交通省「電気通信施設点検基準（案）（令和2年11月一部改定）」による。

#### （1）監視局設備（12ヶ月点検）

佐久建設事務所 雨量観測局（臼田建設）を含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合点検</li> <li>・テレメータ監視局装置 （無線設備、観測装置、監視制御部）</li> <li>・端末設備 （水防情報端末、プリンター装置、L2スイッチ、 データ記憶装置、無停電電源装置）</li> <li>・ネットワーク機器</li> </ul>
佐久北部事務所 雨量観測局（佐久建設）を含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合点検</li> <li>・テレメータ監視局装置 （無線設備、観測装置、監視制御部）</li> <li>・端末設備 （水防情報端末、プリンター装置、L2スイッチ、 データ記憶装置、無停電電源装置）</li> <li>・ネットワーク機器</li> </ul>

(2) 中継局設備 (12ヶ月点検)

八千穂中継所	・テレメータ中継局装置 ・直流電源装置 ・鉄塔 ・耐雷トランス ・環境点検 ・受配電設備 ・非常用発電機設備
北蓼科中継所	・テレメータ中継局装置 ・直流電源装置 ・鉄塔 ・耐雷トランス ・受配電設備

(3) 雨量観測局設備 (12ヶ月点検)

稲子湯観測所 (稲子湯) 川上観測所 (川上) 南相木観測所 (南相木川) 北御牧観測所 (北御牧) 春日観測所 (春日) 初谷観測所 (初谷)	・テレメータ観測局装置 ・直流電源装置 ・雨量計 ・耐雷トランス ・環境点検
---	--

(4) 水位観測局設備 (12ヶ月点検)

樋沢観測所 (樋沢) 下越観測所 (下越・臼田橋上流)	・テレメータ観測局装置 ・直流電源装置 ・水位計 ・耐雷トランス ・環境点検
--------------------------------	--

(5) 簡易水位観測局設備 (4ヶ月点検：年3回点検及び電池・SDHCカード交換)

鼻顔橋観測所 松井橋観測所	・簡易水位観測局装置
------------------	------------

3 点検業務留意事項

(1) 簡易水位観測局設備の点検は、4月・8月・12月に実施し、電池及びSDHCカードの交換を合わせて行う。電池及びSDHCカードの材料費については、第1章9(3)より点検業務費に含むものとする。SDHCカードは、内蔵データがどこの観測所のいつのデータかを判別できるよう媒体表面に記載し、複数枚をまとめられるケースに保管し提出すること。電池及びSDHCカードの仕様は下記のとおりとする。

- 電池 : アルカリ乾電池 形状9V形 電圧9V メーカー使用推奨期限3年以上
- SDHCカード : メモリ容量4GB以上 スピードクラスCLASS8以上

(2) 監視局設備の点検においては、県庁端末との対向を確認すること。

(3) 点検実施項目は、別紙基準のとおりとする。ただし、国土交通省のホームページに掲載されている最新の『電気通信施設点検（案）』と比較し不足する項目がある場合は、受注後に監督員と協議すること。

#### 4 保守業務

当初から見込んでいる保守作業（修理・交換等）の概要は次のとおり。保守作業を行う際には、作業方法、実施時期、仕様機器・部品等について事前に発注者と協議し承諾を得ること。

##### (1) 雨量計交換

	・気象測器検定取得済み・型式証明あり の測器に交換
--	---------------------------



### 第3章 土砂災害監視施設保守点検

#### 1 業務の箇所

本業務の点検対象とする箇所は以下のとおり。

監視局	佐久建設事務所	佐久市臼田（佐久建設事務所内）
	佐久北部事務所	佐久市跡部（佐久合同庁舎内）
中継局	小海中継所	小海町
雨量観測局	小海観測所	小海町千代里
	海尻観測所	南牧村海尻
	大日向観測所	佐久穂町大日向
	秋山観測所	川上村秋山
	平観測所	佐久市臼田
	八ヶ嶺観測所	佐久穂町
	駒込観測所	佐久市志賀
	小諸観測所	小諸市加増
	望月牧場観測所	佐久市協和
	茂田井観測所	立科町茂田井
	上平尾観測所	佐久市上平尾

#### 2 保守点検業務

各箇所における点検内容は次のとおり。点検基準は、国土交通省「電気通信施設点検基準（案）（令和2年11月一部改定）」による。

##### （1）監視局設備（12ヶ月点検）

佐久建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害監視装置</li> <li>・無停電電源装置</li> <li>・耐雷トランス</li> </ul>
佐久北部事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害監視装置</li> <li>・無停電電源装置</li> <li>・耐雷トランス</li> </ul>

##### （2）中継局設備（12ヶ月点検）

小海中継所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中継局装置 （装置機能・動作、無線装置）</li> <li>・太陽電池設備</li> <li>・空中線・パンザマスト</li> <li>・環境点検</li> </ul>
-------	--

(3) 雨量観測局設備 (12ヶ月点検)

小海観測所 (小海) 海尻観測所 (海尻) 大日向観測所 (大日向) 秋山観測所 (秋山) 平観測所 (平) 八ヶ嶺観測所 (八ヶ嶺) 駒込観測所 (駒込) 小諸観測所 (小諸) 望月牧場観測所 (望月牧場) 茂田井観測所 (茂田井) 上平尾観測所 (上平尾)	・観測局装置 (無線装置、観測制御部、付属設備) ・雨量計
--	-------------------------------------

3 点検業務留意事項

- (1) 海尻・平・八ヶ嶺観測所については、冬期観測を行っていない。気象条件等を考慮の上、概ね4月に開局作業を行い、12月閉局作業を行うこと。
- (2) 点検実施項目は、別紙基準のとおりとする。ただし、国土交通省のホームページに掲載されている最新の『電気通信施設点検(案)』と比較し不足する項目がある場合は、受注後に監督員と協議すること。

4 保守業務

当初から見込んでいる保守作業(修理・交換等)の概要は次のとおり。保守作業を行う際には、作業方法、実施時期、仕様機器・部品等について事前に発注者と協議し承諾を得ること。

(1) 雨量計交換

R5 小海観測所 海尻観測所 大日向観測所 秋山観測所 平観測所 八ヶ嶺観測所 望月牧場観測所 R7 茂田井観測所 上平尾観測所	・気象測器検定取得済み・型式証明あり の測器に交換
--	---------------------------

# 電子納品に係る実施要領

(平成 27 年 9 月 29 日制定、平成 31 年 3 月 8 日一部改定)

## (目的)

第1 この要領は、長野県の建設工事及び建設工事に係る測量設計業務等(以下、「工事等」という。)における電子納品を進めるための実施方法等を定め、公共工事におけるCALS/ECの推進を図ることを目的とする。

## (電子納品の定義)

第2 「電子納品」とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することで、業務の次段階における活用を容易にし、品質の向上や業務の効率化を図ることをいう。ここでいう電子データとは、各電子納品要領(案)等に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

## (対象工事等)

第3 原則として全ての工事等を対象とする。ただし、発注機関の長が不要と認めた場合はこの限りでない。実施内容として次により区別するものとする。

- ・受注希望型競争入札による工事等:電子納品を原則とする
- ・参加希望型競争入札による工事等:協議により電子納品又は紙納品を選択

2 中小規模の工事等における電子納品を推進するため、前項に規定された案件の中から発注者の指定した案件について、推進事業案件とし、別に定めるITアドバイザーを活用した「電子納品推進事業」実施要領により実施するものとする。

## (対象成果品)

第4 電子納品の対象となる成果品は、次に規定される成果品とする。

- ・土木工事共通仕様書(施工管理基準、写真管理基準等を含む)
- ・測量業務共通仕様書
- ・地質・土質調査共通仕様書
- ・設計業務共通仕様書
- ・用地調査等共通仕様書(第3章～第3章の7に該当するもの)

## (経費の取り扱い)

第5 電子納品の作成に係る経費の取り扱いは以下のとおりとする。なお、第 11 で規定する成果品の提出部数によらない場合は、特記仕様書に明示するほか、別途、必要経費を考慮するものとする。

- 1) 工事: 共通仮設費率に含まれるものとする。
- 2) 業務: 各分野の積算基準で定める「電子成果品作成費」を計上するものとする。

## (要領・基準)

第6 長野県の電子納品は、特に記載のない限り国土交通省の電子納品要領及び関連基準(以下「要領・基準類」という。)を準用する。【別記】

(運用に関する手引き)

第7 長野県の電子納品に関する下記事項等の運用については、別に定める「運用の手引き」による。【別記】これに定めのない事項については、国土交通省関東地方整備局の「電子納品に関する手引き(案)[土木工事編][業務編]」に準じて受発注者間で協議して定めることとする。

- ・要領・基準類の長野県での読み替え
- ・受発注者間で協議確認する際に使用する「チェックシート」
- ・電子納品対象書類の範囲
- ・電子ファイルのアプリケーションソフト、バージョン
- ・施工中の書類の取り扱い
- ・電子成果品の保管管理
- ・長野県では、工事帳票及び工事写真も電子納品の対象とし、原則1枚の納品媒体に格納することとします。格納された各データは、1つの工事管理ファイル(index\_c.xml、index\_d.xml)により管理されるものとします。

(協議確認事項)

第8 電子納品の実施にあたり、受発注者間で協議・確認すべき内容をチェックシートにより行う。

①着手時協議

工事等の着手時に、期間中の電子納品に関する疑問を解消し円滑に電子納品を実施するため、「着手時チェックシート」を用いて受発注者間で電子納品の対象書類やファイル形式について協議するとともに、データバックアップ体制やコンピュータウィルス対策方法について確認を行う。

②検査・納品前協議

竣工検査(完了検査)・納品前において、電子成果品に対する円滑な検査実施を確保するため「検査・納品前協議チェックシート」を用いて実施する。

(納品媒体)

第9 納品する電子媒体は基本的にCD-RもしくはDVD-Rとする。CD-Rの論理ファイルフォーマット形式はJoliet※とし、DVD-Rの論理ファイルフォーマット形式は、UDF(UDF Bridge)とする。なお、中途における情報のやり取りについては、受発注者協議の上、他の電子媒体を認めることとする。

(納品物のチェック)

第10 受注者は、電子成果物を納品する前に、必ず国土交通省から提供される最新版の「電子納品チェックシステム」によりチェックを行い、エラーを解消させることとする。また、ウィルスチェックを行い、ウィルスが検出されないことを確認することとする。

(工事等完成図書の提出部数)

第11 建設工事電子データにより納品する成果品については、電子データを格納した電子媒体をもって原図・原稿及び製本に代えるものとし、提出部数は以下のとおりとする。

①工事完成図書

電子納品対象書類 電子媒体(CD-R・DVD-R) 2部(正・副)

紙媒体 工事写真のうち「着手前・完成」 1部(その他協議による)  
上記以外 紙媒体 1部

②業務完成図書書類 電子媒体(CD-R・DVD-R) 2部(正・副)

紙成果物が必要な場合は、別途必要経費を計上するものとする。

- ・電子媒体ラベルへの記載項目のうち、工事等名称については、路河川名及び市町村名、字名を含むものとする。

(電子納品の検査)

第 12 電子成果品の書類検査は、電子データで検査することを原則とし、必要がある場合に限り紙での出力により対応する。検査に必要な機器の準備は、原則として発注者が行うが、受注者が自主的に用意することを妨げない。機器の操作は、受注者が主に行い、発注者は操作補助を行う。

(適用)

第 13 この要領は、平成 31 年4月1日以降に入札公告を行う工事等から適用する。

※ Joliet(ジヨリエット)

マイクロソフト社が設計した、ISO9660 の拡張規格であり、1 文字 2 バイトで表現する Unicode を採用し、128 バイト(64 文字)までの長いファイル名に対応しています。流通しているほとんどの OS が対応しており、Joliet を利用できないシステムでも ISO 9660 レベル 1 として読み込めるようになっていることから、ワープロソフト等で一般的になった 4 文字の拡張子に対応するため、電子納品に関する要領・基準での標準として採用しました。

(国土交通省電子納品運用ガイドラインによる)

## 【別記】長野県が準用する「要領・基準類」及び「運用に関する手引き」等

(平成31年4月1日現在)

○国土交通省「要領・基準類」は以下のとおり。

### 要領・基準

- |                   |          |
|-------------------|----------|
| ・ 工事完成図書の電子納品等要領  | 平成28年3月  |
| ・ 土木設計業務等の電子納品要領  | 平成28年3月  |
| ・ CAD製図基準         | 平成29年3月  |
| ・ デジタル写真管理情報基準    | 平成28年3月  |
| ・ 測量成果電子納品要領      | 平成30年3月  |
| ・ 地質・土質調査成果電子納品要領 | 平成28年10月 |

### ガイドライン類

- |                          |         |
|--------------------------|---------|
| ・ 電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】   | 平成30年3月 |
| ・ 電子納品運用ガイドライン【業務編】      | 平成30年3月 |
| ・ CAD製図基準に関する運用ガイドライン    | 平成29年3月 |
| ・ 電子納品運用ガイドライン【測量編】      | 平成30年3月 |
| ・ 電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】 | 平成30年3月 |

○国土交通省関東地方整備局「運用に関する手引き」は以下のとおり。

- |                         |          |
|-------------------------|----------|
| ・ 電子納品に関する手引き（案）[土木工事編] | 平成21年10月 |
| ・ 電子納品に関する手引き（案）[業務編]   | 平成21年10月 |

○納品時に使用するチェックシステムは以下のとおり。

- ・ 国土交通省から提供される電子納品チェックシステムの最新版
- ・ OCFの「SXF確認機能検定」に合格したソフトウェア  
(CAD製図基準に基づいて作成された図面を見る場合)

○長野県では、工事帳票及び工事写真も電子納品の対象とし、原則1枚の納品媒体に格納することとします。格納された各データは、1つの工事管理ファイル(index\_c.xml、index\_d.xml)により管理されるものとします。

### <参考資料>

- 国土交通省「電子納品に関する要領・基準」  
[http://www.cals-ed.go.jp/cri\\_point/](http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/)
- 関東地方整備局「CALS/EC ホームページ」:  
<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000009.html>
- 電子納品チェックシステム [http://www.cals-ed.go.jp/edc\\_download/](http://www.cals-ed.go.jp/edc_download/)

別紙基準 1 監視局設備

システム総合動作確認

No.	保守点検項目	保守点検内容及び判定基準等	6ヶ月	12ヶ月	判定
1	データ収集機能の確認	テレメータシステムからのデータ収集機能の確認並びにデータ内容の確認を行う。		○	
2	データ配信機能の確認	県庁からのデータ配信機能の確認並びにデータ内容の確認を行う。 また、防災情報センター及び国土交通省への配信データの一致の確認を行う。		○	
3	印字内容の確認	プリンターへの印字内容の確認を行う。		○	
4	表示内容の確認	CRTディスプレイへの表示内容の確認を行う。		○	
5	数値等の確認	各種定数、乗数の確認を行う。		○	
6	警報の確認	警報判定機能の確認を行う。		○	
7	システム復旧機能の確認	電源障害、復旧時のシステム復旧機能の確認を行う。		○	
8	システム相互間の動作確認	システム相互間の関連動作機能の確認を行う。		○	
9	図書類の確認	完成図書類、パソコンのソフトフロッピーの確認を行う。		○	

別紙基準 1 監視局設備

データ集配信装置動作確認

No.	保守点検項目	保守点検内容及び判定基準等	6ヶ月	12ヶ月	判定																																																
1	電源電圧の確認	<p>内蔵計器又は、テスターにより測定する。</p> <p>NBA-4003A Aラック</p> <table border="0"> <tr> <td>+ 5V</td> <td>+ 5V± 5%</td> <td>_____</td> <td>V</td> </tr> <tr> <td>+12V</td> <td>+12V±10%</td> <td>_____</td> <td>V</td> </tr> <tr> <td>-12V</td> <td>-12V±10%</td> <td>_____</td> <td>V</td> </tr> </table> <p>NBA-4003A Bラック</p> <table border="0"> <tr> <td>+ 5V</td> <td>+ 5V± 5%</td> <td>_____</td> <td>V</td> </tr> <tr> <td>+12V</td> <td>+12V±10%</td> <td>_____</td> <td>V</td> </tr> <tr> <td>-12V</td> <td>-12V±10%</td> <td>_____</td> <td>V</td> </tr> </table> <p>NBA-4003A Cラック</p> <table border="0"> <tr> <td>+ 5V</td> <td>+ 5V± 5%</td> <td>_____</td> <td>V</td> </tr> <tr> <td>+12V</td> <td>+12V±10%</td> <td>_____</td> <td>V</td> </tr> <tr> <td>-12V</td> <td>-12V±10%</td> <td>_____</td> <td>V</td> </tr> </table> <p>NBA-4003A Dラック</p> <table border="0"> <tr> <td>+ 5V</td> <td>+ 5V± 5%</td> <td>_____</td> <td>V</td> </tr> <tr> <td>+12V</td> <td>+12V±10%</td> <td>_____</td> <td>V</td> </tr> <tr> <td>-12V</td> <td>-12V±10%</td> <td>_____</td> <td>V</td> </tr> </table>	+ 5V	+ 5V± 5%	_____	V	+12V	+12V±10%	_____	V	-12V	-12V±10%	_____	V	+ 5V	+ 5V± 5%	_____	V	+12V	+12V±10%	_____	V	-12V	-12V±10%	_____	V	+ 5V	+ 5V± 5%	_____	V	+12V	+12V±10%	_____	V	-12V	-12V±10%	_____	V	+ 5V	+ 5V± 5%	_____	V	+12V	+12V±10%	_____	V	-12V	-12V±10%	_____	V		○	
+ 5V	+ 5V± 5%	_____	V																																																		
+12V	+12V±10%	_____	V																																																		
-12V	-12V±10%	_____	V																																																		
+ 5V	+ 5V± 5%	_____	V																																																		
+12V	+12V±10%	_____	V																																																		
-12V	-12V±10%	_____	V																																																		
+ 5V	+ 5V± 5%	_____	V																																																		
+12V	+12V±10%	_____	V																																																		
-12V	-12V±10%	_____	V																																																		
+ 5V	+ 5V± 5%	_____	V																																																		
+12V	+12V±10%	_____	V																																																		
-12V	-12V±10%	_____	V																																																		
2	時計の確認	時計日時の確認、時刻校正を行う。		○																																																	
3	総合動作試験	観測制御、警報制御に関する総合動作試験を行う。		○																																																	
4	システム復旧機能の確認	電源障害、復旧時のシステム復旧機能の確認を行う。		○																																																	
5	機器本体の清掃	エアフィルターの掃除、機器本体の清掃、冷却ファンの動作点検、取付状態の点検を行う。		○																																																	
6	各接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等接続部の点検を行う。		○																																																	



別紙基準 1 監視局設備

データ集配信装置動作確認

No.	保守点検項目	保守点検内容及び判定基準等	6ヶ月	12ヶ月	判定	
7	送信レベル測定	送受信レベルを測定し、基準値を超えた場合は調整する。				
		標準受信レベル $-15\text{dBm} \pm 3\text{dB}$				
		送信レベル				受信レベル
		飯田建設事務所				<u>                    </u> dBm <u>                    </u> dBm
		諏訪建設事務所				<u>                    </u> dBm <u>                    </u> dBm
		伊那建設事務所				<u>                    </u> dBm <u>                    </u> dBm
		松本建設事務所				<u>                    </u> dBm <u>                    </u> dBm
		長野建設事務所				<u>                    </u> dBm <u>                    </u> dBm
		木曾建設事務所				<u>                    </u> dBm <u>                    </u> dBm
		裾花ダム管理事務所				<u>                    </u> dBm <u>                    </u> dBm
		南佐久建設事務所				<u>                    </u> dBm <u>                    </u> dBm
		上田建設事務所				<u>                    </u> dBm <u>                    </u> dBm
		大町建設事務所				<u>                    </u> dBm <u>                    </u> dBm
		佐久建設事務所				<u>                    </u> dBm <u>                    </u> dBm
		須坂建設事務所				<u>                    </u> dBm <u>                    </u> dBm
		更埴建設事務所				<u>                    </u> dBm <u>                    </u> dBm
		中野建設事務所				<u>                    </u> dBm <u>                    </u> dBm
		豊科建設事務所				<u>                    </u> dBm <u>                    </u> dBm
		飯山建設事務所				<u>                    </u> dBm <u>                    </u> dBm
		釜口水門管理事務所				<u>                    </u> dBm <u>                    </u> dBm
北陸地方整備局	<u>                    </u> dBm <u>                    </u> dBm					
中部地方整備局	<u>                    </u> dBm <u>                    </u> dBm					

別紙基準 1 監視局設備

ワークステーション動作確認

No.	保守点検項目	保守点検内容及び判定基準等	6ヶ月	12ヶ月	判定
1	表示内容の確認	CRTディスプレイへの表示内容の確認を行う。		○	
2	数値等の確認	各種定数、乗数の確認を行う。		○	
3	警報の確認	警報判定機能の確認を行う。		○	
4	システム復旧機能の確認	電源障害、復旧時のシステム復旧機能の確認を行う。		○	
5	時計の確認	時計日時の確認、時刻校正を行う。		○	
6	スイッチ機能の確認	マウスの動作確認、キーボードの動作確認を行う。		○	
7	ブラウン管表示部の目視点検	輝度の点検、色純度の点検、画面の位置サイズ、色ずれの点検を行う。		○	
8	総合動作試験	観測制御、警報制御に関する総合動作試験を行う。		○	
9	機器本体の清掃	機器本体の清掃、取付状態の点検を行う。		○	
10	各接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等接続部の点検を行う。		○	

別紙基準 1 監視局設備

データ表示盤

No.	保守点検項目	保守点検内容及び判定基準等	6ヶ月	12ヶ月	判定
1	機器本体の清掃	機器本体の清掃、取付状態の点検を行う。		○	
2	各部機能の点検	操作スイッチ、表示灯等による確認を行う。		○	
3	電源電圧の確認	内蔵計器又は、テスターにより測定する。 PS1 + 5V + 5V± 5% _____ V PS2 + 5V + 5V± 5% _____ V PS3 + 24V + 24V±10% _____ V " + 5V + 5V± 5% _____ V " - 5V - 5V± 5% _____ V		○	
4	データの確認	受信データの確認、及び表示ランプの確認を行う。		○	
5	各接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等接続部の点検を行う。		○	

電波時計装置

No.	保守点検項目	保守点検内容及び判定基準等	6ヶ月	12ヶ月	判定
1	機器本体の清掃	機器本体の清掃、取付状態の点検を行う。		○	
2	時刻の確認修正	時報と合っている事を確認する。		○	
3	電源電圧の確認	テスターにより測定する。(停電時) 電池充電電圧 + 24V±20% _____ V		○	
4	各接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等接続部の点検を行う。		○	

別紙基準 1 監視局設備

中継処置装置動作確認

局名 \_\_\_\_\_

No.	保守点検項目	保守点検内容及び判定基準等	6ヶ月	12ヶ月	判定
1	電源電圧の確認	内蔵計器又は、テスターにより測定する。 NBA-4003A Aラック + 5V + 5V± 5% _____ V +12V +12V±10% _____ V -12V -12V±10% _____ V  NBA-4003A Bラック + 5V + 5V± 5% _____ V +12V +12V±10% _____ V -12V -12V±10% _____ V		○	
2	送信レベル測定	送信レベルを測定し、 基準値を超えた場合は調整する。 _____ dBm		○	
3	受信レベル測定	受信レベルを測定し、 基準値を超えた場合は調整する。 _____ dBm 標準受信レベル -15dBm±3dB テレメータ受信レベルを測定する 系1 _____ dBm 系2 _____ dBm		○	
4	時計の確認	時計日時の確認、時刻校正を行う。		○	
5	総合動作試験	観測制御、警報制御に関する総合動作試験を行う。		○	
6	システム復旧機能の確認	電源障害、復旧時のシステム復旧機能の確認を行う。		○	
7	機器本体の清掃	エアフィルターの掃除、機器本体の清掃、冷却ファンの動作点検、取付状態の点検を行う。		○	
8	各接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等接続部の点検を行う。		○	

別紙基準 1 監視局設備

端末処置装置動作確認

局名 \_\_\_\_\_

No.	保守点検項目	保守点検内容及び判定基準等	6ヶ月	12ヶ月	判定
1	表示内容の確認	CRTディスプレイへの表示内容の確認を行う。		○	
2	数値等の確認	送各種定数、乗数の確認を行う。		○	
3	警報の確認	警報判定機能の確認を行う。		○	
4	システム復旧機能の確認	電源障害、復旧時のシステム復旧機能の確認を行う。		○	
5	時計の確認	時計日時の確認、時刻校正を行う。		○	
6	スイッチ機能の確認	マウスの動作確認、キーボードの動作確認を行う。		○	
7	ブラウン管表示部の目視点検	輝度の点検、色純度の点検、画面の位置サイズ、色ずれの点検を行う。		○	
8	総合動作試験	観測制御、警報制御に関する総合動作試験を行う。		○	
9	機器本体の清掃	機器本体の清掃、取付状態の点検を行う。		○	
10	各接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等接続部の点検を行う。		○	

別紙基準 1 監視局設備

プリンター装置 局名 \_\_\_\_\_

No.	保守点検項目	保守点検内容及び判定基準等	6ヶ月	12ヶ月	判定
1	機器本体の清掃	機器本体の清掃、取付状態の点検を行う。 エアフィルターの清掃、ファン点検清掃、各部注油を行う。		○	
2	操作の確認	各操作、制御の確認点検を行う。		○	
3	スイッチ機能の確認	電源スイッチ、リモート、ローカルスイッチ、紙送りスイッチ、テストプリントによるテスト印字を行う。		○	
4	各接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等接続部の点検を行う。		○	

ハードコピー装置

No.	保守点検項目	保守点検内容及び判定基準等	6ヶ月	12ヶ月	判定
1	機器本体の清掃	機器本体の清掃、取付状態の点検を行う。 エアフィルターの清掃、ファン点検清掃、各部注油を行う。		○	
2	操作の確認	各操作、制御の確認点検を行う。		○	
3	スイッチ機能の確認	電源スイッチ、プリントスイッチによるテスト印字を行う。		○	
4	各接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等接続部の点検を行う。		○	

別紙基準 1 監視局設備 (9/9)

UPS 局名 \_\_\_\_\_

No.	保守点検項目	保守点検内容及び判定基準等	6ヶ月	12ヶ月	判定
1	機器本体の清掃	機器本体の清掃、取付状態の点検を行う。		○	
2	操作の確認	各操作、制御の確認点検を行う。		○	
3	電源電圧の確認	内蔵計器又は、テスターにより測定する。 AC入力電圧 _____ V AC出力電圧 _____ V AC出力電流 _____ A		○	
4	各接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等接続部の点検を行う。		○	
5	バッテリーの点検	バッテリー電圧、容量の点検を行う。 _____ V 停電10分後 _____ V		○	

別紙基準 1 監視局設備

テレメータ監視局装置動作確認

局名 \_\_\_\_\_

No.	保守点検項目	保守点検内容及び判定基準等	6ヶ月	12ヶ月	判定
1	電源電圧の確認	内蔵計器又は、テスターにより測定する。 NBA-4162A +24V   +24V±10%   _____ V +12V   +12V±10%   _____ V +15V   +15V±10%   _____ V -12V   -12V±10%   _____ V C + 5V   + 5V± 5%   _____ V + 5V   + 5V± 5%   _____ V NCE-4700A + 5V   + 5V± 5%   _____ V +12V   +12V±10%   _____ V +24V   +24V±10%   _____ V		○	
2	送信出力測定	電力計により測定し、指定電力±10% 進行 _____ W 以内に調整する。また、SWRを測定し 反射 _____ W 空中線系との整合を図る。SWR 1.5以下 SWR _____		○	
3	送信周波数測定	周波数計により測定し、 $\pm 5 \times 10^{-6}$ 以内に調整する。 (±350Hz) _____ Hz		○	
4	送信周波数 偏移測定	周波数偏移計により測定し、最大5KHz 未滿に調整する。 _____ KHz		○	
5	スプリアス測定	スペクトラムアナライザにより測定し、基準値内であることを確認する。		○	
6	受信感度測定	受信機の感度を測定し +6dB/μV 以内に調整する。 _____ dB/μV		○	
7	スケルチ感度測定	標準信号発生器により測定する。 0dBμV以下にてスケルチがオープンすることを確認する。		○	
8	S/Nの測定	対向にてS/Nを測定する。 30dB以上		○	
9	送信レベル測定	送信レベルを測定し、 -10±3dB 基準値を超えた場合は調整する。 _____ dBm			



別紙基準 1 監視局設備

テレメータ監視局装置動作確認

局名 \_\_\_\_\_

No.	保守点検項目	保守点検内容及び判定基準等	6ヶ月	12ヶ月	判定
10	受信レベル測定	受信レベルを測定し、 基準値を超えた場合は調整する。 -26±3dB _____ dBm		○	
11	時計の確認	時計日時の確認、時刻校正を行う。		○	
12	総合動作試験	観測制御、警報制御に関する総合動作試験を行う。 既設水防情報システムへのデータ転送の確認を行う。 また、防災情報センター及び国土交通省への配信データの一致の確認を行う。		○	
13	システム復旧機能の確認	電源障害、復旧時のシステム復旧機能の確認を行う。		○	
14	機器本体の清掃	エアフィルターの掃除、機器本体の清掃、冷却ファンの動作点検、取付状態の点検を行う。		○	
15	空中線の外観点検	空中線系の発錆、取付部の点検、給電線及び支持部の点検を行う。		○	
16	各接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等接続部の点検を行う。		○	

電波時計装置

No.	保守点検項目	保守点検内容及び判定基準等	6ヶ月	12ヶ月	判定
1	機器本体の清掃	機器本体の清掃、取付状態の点検を行う。		○	
2	時刻の確認修正	時報と合っていることを確認する。		○	
3	電源電圧の確認	テスターにより測定する。(停電時) 電池充電電圧 +24V±20% _____ V			
4	各接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等接続部の点検を行う。		○	

別紙基準 1 監視局設備

データ記憶装置 局名 \_\_\_\_\_

No.	保守点検項目	保守点検内容及び判定基準等	6ヶ月	12ヶ月	判定
1	表示内容の確認	LCDディスプレイへの表示内容の確認を行う。		○	
2	数値等の確認	各種定数、乗数の確認を行う。		○	
3	警報の確認	警報判定機能の確認を行う。		○	
4	システム復旧機能の確認	電源障害、復旧時のシステム復旧機能の確認を行う。		○	
5	時計の確認	時計日時の確認、時刻校正を行う。		○	
6	スイッチ機能の確認	スライドパッドの動作確認、キーボードの動作確認を行う。		○	
7	総合動作試験	観測制御、警報制御に関する総合動作試験を行う。		○	
8	機器本体の清掃	機器本体の清掃、取付状態の点検を行う。		○	
9	各接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等接続部の点検を行う。		○	

雨量計、水防情報システム

No.	保守点検項目	保守点検内容及び判定基準等	6ヶ月	12ヶ月	判定
1	雨量計の点検	雨量計の発錆、取付部の点検、リード線の取付状態、可動部の点検注油その他清掃を行う。		○	
2	水防情報システム部の点検	水防情報システムへのデータ取込みの確認を行う。		○	
3	各接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等接続部の点検を行う。		○	

別紙基準 2 中継局設備 (9/9)

テレメータ中継局装置動作確認

局名 \_\_\_\_\_

No.	保守点検項目	保守点検内容及び判定基準等	6ヶ月	12ヶ月	判定
1	送信出力測定	電力計により測定し、指定電力±10% 進行 _____ W 以内に調整する。また、SWRを測定し 反射 _____ W 空中線系との整合を図る。SWR 1.5以下 SWR _____		○	
2	送信周波数測定	周波数計により測定し、±5×10 <sup>6</sup> 以内に調整する。 (±350Hz) _____ Hz		○	
3	送信周波数 偏移測定	周波数偏移計により測定し、最大5KHz 未滿に調整する。 _____ KHz		○	
4	スプリアス測定	スペクトラムアナライザにより測定し、基準値内であることを確認する。		○	
5	受信感度測定	受信機の感度を測定し +6dB/μV 以内に調整する。 _____ dB/μV		○	
6	スケルチ感度測定	標準信号発生器により測定する。 0dBμV以下にてスケルチがオープンすることを確認する。		○	
7	送信レベル測定	送信レベルを測定し、 -10±3dB 基準値を超えた場合は調整する。 _____ dBm			
8	受信レベル測定	受信レベルを測定し、 -26±3dB 基準値を超えた場合は調整する。 _____ dBm			
9	S/Nの測定	対向にてS/Nを測定する。 30dB以上		○	
10	空中線の外観点検	空中線系の発錆、取付部の点検、給電線及び支持部の点検を行う。		○	
11	パンザマスト 局舎の外観点検	パンザマスト、局舎の発錆、傾きの点検、支持部の点検を行う。		○	
12	電源電圧の確認	内蔵計器またはテスターにより測定する。		○	
13	中継制御部動作試験	受信機出力の中継動作、受信機故障検出動作及び送信機の故障による自動切換制御動作の確認をする。		○	
14	遠隔切換部動作試験	監視局からの制御信号により送信機の切換動作を確認する。		○	

別紙基準 2 中継局設備 (9/9)

テレメータ中継局装置動作確認

局名 \_\_\_\_\_

No.	保守点検項目	保守点検内容及び判定基準等	6ヶ月	12ヶ月	判定
15	状態返送部動作試験	中継局の各動作状態を監視局に返送し、その動作の確認を行う。		○	
16	総合動作試験	観測制御、警報制御に関する総合動作試験を行う。		○	
17	機器本体の清掃	機器本体の清掃、取付状態の点検を行う。		○	
18	各接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等接続部の点検を行う。		○	

直流電源装置、耐雷トランス

No.	保守点検項目	保守点検内容及び判定基準等	6ヶ月	12ヶ月	判定
1	整流器電圧 電流測定	交流入力電圧、整流器出力電圧、電流、負荷電圧を測定する。 入力AC _____ V 出力DC _____ V ACブレーカー断にて送信時 電池電圧 _____ V		○	
2	警報回路動作試験	停電時警報動作（接点出力）を確認する。 停電状態にして1回以上の観測を行う。		○	
3	機器本体の清掃	機器本体の清掃、取付状態の点検を行う。		○	
4	各接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等接続部の点検を行う。		○	
5	耐雷トランスの点検	接続ケーブル、避雷器及び端子等接続部の点検を行う。		○	

別紙基準 3 観測局設備 (9/9)

テレメータ観測局装置動作確認 (無線局)

局名 \_\_\_\_\_

No.	保守点検項目	保守点検内容及び判定基準等	6ヶ月	12ヶ月	判定
1	送信出力測定	電力計により測定し、指定電力±10% 進行 _____ W 以内に調整する。また、SWRを測定し 反射 _____ W 空中線系との整合を図る。SWR 1.5以下 SWR _____		○	
2	送信周波数測定	周波数計により測定し、±5×10 <sup>6</sup> 以内に調整する。 (±350Hz) _____ Hz		○	
3	送信周波数 偏移測定	周波数偏移計により測定し、最大5KHz 未滿に調整する。 _____ KHz		○	
4	スプリアス測定	スペクトラムアナライザにより測定し、基準値内であることを確認する。		○	
5	受信感度測定	受信機の感度を測定し +6dB/μV 以内に調整する。 _____ dB/μV		○	
6	スケルチ感度測定	標準信号発生器により測定する。 0dBμV以下にてスケルチがオープンすることを確認する。		○	
7	送信レベル測定	送信レベルを測定し、 -10±3dB 基準値を超えた場合は調整する。 _____ dBm			
8	受信レベル測定	受信レベルを測定し、 -26±3dB 基準値を超えた場合は調整する。 _____ dBm			
9	S/Nの測定	対向にてS/Nを測定する。 30dB以上		○	
10	空中線の外観点検	空中線系の発錆、取付部の点検、給電線及び支持部の点検を行う。		○	
11	パンザマスト 局舎の外観点検	パンザマスト、局舎の発錆、傾きの点検、支持部の点検を行う。		○	
12	電源電圧の確認	内蔵計器またはテスターにより測定する。		○	
13	A/D変換器 水位計の点検	センサーとA/Dコンバータ等の連動動作を確認する。 量水板 (または水位基準点) との水位の確認をする。		○	
14	総合動作試験	観測制御、警報制御に関する総合動作試験を行う。		○	

別紙基準 3 観測局設備

テレメータ観測局装置動作確認（無線局）

局名 \_\_\_\_\_

No.	保守点検項目	保守点検内容及び判定基準等	6ヶ月	12ヶ月	判定
15	水位計または雨量計の点検	水位計または雨量計の発錆、取付部の点検、リード線の取付状態、可動部の点検注油その他清掃を行う。 記録紙の点検、インクの補充と清掃を行う。		○	
17	機器本体の清掃	機器本体の清掃、取付状態の点検を行う。		○	
18	各接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等接続部の点検を行う。		○	

直流電源装置、耐雷トランス

No.	保守点検項目	保守点検内容及び判定基準等	6ヶ月	12ヶ月	判定
1	整流器電圧 電流測定	交流入力電圧、整流器出力電圧、電流、負荷電圧を測定する。 入力AC _____ V 出力DC _____ V ACブレーカー断にて送信時 電池電圧 _____ V		○	
2	警報回路動作試験	停電時警報動作（接点出力）を確認する。 停電状態にして1回以上の観測を行う。		○	
3	機器本体の清掃	機器本体の清掃、取付状態の点検を行う。		○	
4	各接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等接続部の点検を行う。		○	
5	耐雷トランスの点検	接続ケーブル、避雷器及び端子等接続部の点検を行う。		○	

簡易水位計（観測装置・水位センサ）

No.	保守点検項目	保守点検内容及び判定基準等	4ヶ月	12ヶ月	判定
1	取付状況	センサーの設置状況を確認する。	○		
2	屋外付帯設備の確認 及び保護管の清掃	水位計保護管・プルボックス・電線管等取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類のゆるみ、脱落を確認する。 水位計保護管か部及び内部に溜った泥や砂等の堆積物を除去する。	○		

別紙基準 3 観測局設備

簡易水位計（観測装置・水位センサ）

No.	保守点検項目	保守点検内容及び判定基準等	6ヶ月	12ヶ月	判定
3	比較試験	現水位（量水板等）と観測表示水位とを比較し確認する。	○		
4	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等接続部の点検を行う。	○		
5	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。	○		
6	電磁的記憶媒体 の交換	SDカードを交換する。	○		
7	電池の交換	乾電池を交換する。	○		
8	シリカゲルの交換	水位計センサーのエアフィルタのシリカゲルを交換する。	○		